

重要なお知らせ

「紹介状なし」で受診を希望される場合の 初診時特定療養費が改定されます。

特定療養費とは、診療所(かかりつけ医)と病院(専門医)が役割を分担し、効率的に医療を提供するため、厚生労働省が推進しているもので、初診の際、かかりつけ医からの紹介状なく一般病床200床以上の病院を受診された場合に、初診料とは別にいただく費用のことです。

また、3か月以上ご来院がない患者様(継続診療除く)に対してもお支払いいただく場合がございます。

令和7年10月31日まで

初診時

1,100円(税込み)

令和7年11月1日より

初診時

5,500円(税込み)

＜初診時の特定療養費をいただかない方＞

紹介状持参の患者様（初診当日持参されなかった場合は対象外）

院内紹介、生活保護者、特定の疾患または障害等により各種公費負担の受給対象者、
労災、公害、交通事故、治験協力患者様、外来受診から継続して入院した方、
自費の診療・特定検診、がん検診、骨粗鬆症検査等により精密検査の指示を受けた方、
救急車来院（休日夜間救急車来院患者様）

※救急外来を受診された場合でも、救急搬送や受診後入院になるケースなどの
緊急な場合を除き選定療養費（5,500円税込）をご負担いただきます。

阪和記念病院は地域の医療機関とより良い連携を心がけています。
皆様に安心・安全な医療をご提供できるよう職員一同努力いたします。
何卒、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。



阪和記念病院

HANWA MEMORIAL HOSPITAL